

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年十一月十八日甲府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

山梨県甲斐市菖蒲沢一七六七番地

宗教法人八幡神社

清算人 弁護士 木暮 利彦

連絡先 山梨県甲府市中央一丁目九番六号

青柳ビル三階

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年四月一日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、令和七年十二月二十四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

兵庫県高砂市米田町米田一〇三番地一

医療法人社団仁成会金村医院

清算人 金村 成姫

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年十一月十八日奈良地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

奈良県桜井市大字三輪二三番地

宗教法人大三和太陽の家

清算人 和島美枝子

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年九月十八日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年一月二十八日

沖縄県島尻郡久米島町字大田五六四番地一階

医療法人恵歯会

清算人 石川 穰

配当公告

香川県高松市常磐町一丁目九番地一

破産者 常磐興業株式会社

右の者に対する高松地方裁判所令和四年（フ）第五十五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金八四一、五六五、四五六円

金三九、九三四、五三四円

一、配当することのできる金額

令和八年一月二十八日

香川県高松市内町一番六号井元ビル四階

破産管財人 小林 正則

第62期決算公告

令和8年1月28日

さいたま市北区土呂町1丁目59番7号

寺木産業株式会社

代表取締役 寺木眞一郎

貸借対照表の要旨(令和7年10月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資の産部	流動資産	479,697
	固定資産	68,219
	合 計	547,916
負債純資産及び部	流動負債	232,206
	貸倒引当金	1,144
	固定負債	37,316
	株主資本	278,394
	資本金	15,000
	利益剰余金	263,394
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	259,644
	(うち当期純利益)	(23,332)
	合 計	547,916